



後期高齢者医療制度について

問 保健福祉課 国保年金係 (内線 1406)

■これから 75 歳になる方 (手続き不要)

75 歳の誕生日から、後期高齢者医療制度の被保険者になります。誕生日の 1 週間前までに「福島県後期高齢者医療広域連合」からの封筒 (茶色) で届きますので誤って捨てることのないようお願いいたします。

■ 65 歳から 74 歳までの方で、一定の障がいをお持ちの方 (要申請)

申請により、福島県後期高齢者医療広域連合から認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

(対象となる障がい)

- ①障がい基礎年金の 1 級または 2 級受給者
- ②身体障がい者手帳の 1 級から 3 級所持者
- ③身体障がい者手帳 4 級のうち、音声言語機能障がい、下肢障がいの 1 号、3 号、4 号所持者
- ④精神障がい者保健福祉手帳の 1 級または 2 級所持者
- ⑤療育手帳の障がいの程度が A (重度) 所持者

■保険証について 保険証は、1 人に 1 枚交付されます。今年はピンク色の保険証を交付しています。保険証は毎年 8 月 1 日に一斉更新し、翌年 7 月 31 日までの 1 年間に有効期間となります。有効期限が切れる前に (毎年 7 月下旬ごろ)、「福島県後期高齢者医療広域連合」からの封筒 (白色) でお手元に届くように郵送します。被保険者本人による郵便物の管理が困難な場合は家族あてに郵送する送付先変更のサービスもごございますので、希望される方は担当までご相談ください。

セルフメディケーションと OTC 医薬品

問 保健福祉課 国保年金係 (内線 1406)

セルフメディケーションとは「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な体の不調は自分で手当てすること」(WHO の定義) です。川俣町国民健康保険ではセルフメディケーションを推進しており、これにより被保険者様の皆さんの自発的な健康管理や疾病予防の取り組みを促進し、医療費の適正化にもつながります。OTC 医薬品とは、薬局で購入できる医薬品です。軽い体調不調時には、OTC 医薬品を活用して自分自身の健康維持や病気の予防・治療にあたることもセルフメディケーションの一つです。購入する際には、薬剤師などに相談の上、日々の健康管理にお役立てください。また、セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例) は、一定の条件のもとで所得控除を受けられる制度です。こちらもぜひご利用ください。

「医療費のお知らせ」(医療費通知)について

問 福島県後期高齢者医療広域連合 (Tel 528-9025)

後期高齢者医療広域連合では、皆様の医療費や健康に関する理解を深めていただくため、受診された医療機関からの請求書に基づき、毎年 1 回「医療費のお知らせ」を送付しています。

■対象 令和 4 年 1 月～12 月の間に保険診療を受けた福島県後期高齢者医療広域連合の被保険者 ※請求の関係により、対象期間内に受診していても記載されない場合があります。

■内容 受診年月、医療機関等名称、診療区分、医療費 (10 割) 総額、自己負担額相当額など ※傷病名、調剤名などの診療内容については、直接医療機関等へお問い合わせください。

■通知時期 令和 5 年 2 月下旬から順次発送 ※1 年間の医療費情報を掲載するため、発送時期を早めることはできません。

■注意事項

- ①医療費のお知らせを受け取ったことによって発生する手続きはありません。
- ②医療費のお知らせは、原則再発行しませんので、なくさないように大切に保管してください。
- ③県内全域に順次発送する関係上、個別の発送には応じておりません。
- ④確定申告を急がれる場合は、領収書により申告手続きをお願いいたします。※医療費控除の詳細に関することは、最寄りの税務署等にお問合せください。

健康保険証として利用できます！

問 保健福祉課 国保年金係 (内線 1406)

全国の医療機関・調剤薬局でマイナンバーカードが健康保険証として順次利用できるようになりました。利用するにはマイナポータルから健康保険証利用申し込みをする必要があります。

【利用できる町内の医療機関】

医科	済生会川俣病院	566-2323
	済生会春日診療所	566-2707
	鈴木内科医院	565-2688
	十二社内科外科	597-8907
	あんざい整形外科クリニック	565-3511
調剤	川俣町国民健康保険山木屋診療所	563-2024
	コスモ調剤薬局 瓦町店	538-2910
	アイル調剤薬局 川俣店	573-2886
	石井薬局	565-2068
	きりふや薬局	565-2203
	けんこう薬局	565-5330
	さくら調剤薬局	538-2311
ハシドラッグ 川俣店	563-5372	

(順不同、令和 5 年 2 月 1 日現在)



暮らし

国民年金の届け出は正しくお早めに

問 保健福祉課 国保年金係 (内線 1405)

国民年金被保険者の皆さん、現在ご自分が国民年金の何号に加入しているかご存知ですか？国民年金の種類は下記の1号・2号・3号の3種類です。就職、退職、結婚などライフスタイルの変化等によって加入の種別が変わるときには、届け出が必要です。

将来、自分が受け取る「老齢年金」はもちろん、若くして障害の状態になったときの「障害年金」やお子様を残して一家の大黒柱が亡くなった際の「遺族年金」などのもしもの時に年金が受けとれないということを防ぐため、正しい届け出と納付をお願いいたします。

■国民年金の種類

- ①第1号被保険者 20歳から60歳までの自営業者・自由業者・農林漁業者・無職などの人とその配偶者、学生。(第2号と第3号被保険者に該当しない人) ※町役場又は年金事務所に加入の届け出が必要です。
- ②第2号被保険者 厚生年金や各種共済年金の加入者。 ※勤務先で加入の届け出を行います。
- ③第3号被保険者 厚生年金や各種共済年金の加入者(第2号被保険者)に扶養されている20才から60才の配偶者。 ※第2号被保険者の勤務先に加入の届け出が必要です。

こんなとき	届け出の種類 (届出先)	届け出に必要なもの
自営業・自由業者・農林漁業者・無職になったとき	未加入→第1号(町役場又は年金事務所)	●国民年金被保険者関係届書(日本年金機構から郵送) ●基礎年金番号がわかるもの
第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき	未加入→第3号(配偶者の勤務先)	●基礎年金番号がわかるもの
第2号被保険者である配偶者の扶養に入ったとき	第1号→第3号又は第2号→第3号(配偶者の勤務先)	●基礎年金番号がわかるもの
第2号被保険者が60歳になる前に退職したとき	第2号→第1号(町役場又は年金事務所)	●資格喪失証明書(退職年月日が確認できる書類) ●基礎年金番号がわかるもの
第3号被保険者が60歳になる前に配偶者が会社を退職したとき/配偶者の扶養から外れ、第2号被保険者にも該当しないとき/離婚したとき	第3号→第1号(町役場又は年金事務所)	●資格喪失証明書(扶養から外れた日が確認できる書類) ●基礎年金番号がわかるもの

第1号被保険者で、より多くの年金受給を希望するとき	付加年金の加入※ 毎月の保険料プラス400円(町役場又は年金事務所)	●基礎年金番号がわかるもの
	国民年金基金の加入※ 口数制(国民年金基金 Tel 0120-65-4192)	まずは左記にお問い合わせください
第1号被保険者で、学生、又は経済的な理由などで保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例申請※ 毎年申請が必要(町役場又は年金事務所)	●学生証の写しまたは在学証明書(原本) ●基礎年金番号がわかるもの
	保険料免除・納付猶予申請※ 毎年申請が必要(町役場又は年金事務所)	●基礎年金番号がわかるもの※ 失業を理由に申請される場合には、退職年月日の確認できる書類(離職票・雇用保険受給者証の写し)

「こんなとき」は国保の届け出を!

問 保健福祉課 国保年金係 (内線 1405)

春は異動の季節です。下記の表に該当する異動があったときは、異動のあった日から14日以内に、標記担当まで届け出をしてください。自動的に切り替わらないため、変更があったときは、必ず手続きをお願いします。

	こんなとき	届け出に必要な物
国保に入るとき	ほかの都道府県から転入したとき	ほかの都道府県からの転出を証明するもの
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
国保をやめるとき	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書
	ほかの都道府県に転出するとき	保険証
その他	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の保険証(後者が未交付の場合は、加入を証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	同一県でほかの町に住所異動したとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	
	入院や手術等の理由で高額な医療費がかかりそうなとき(限度額適用認定証※)	

※限度額適用認定証は、世帯内の所得で判定される所得区分によって、交付されない場合もあります。詳しくは標記担当までお問合せください。